

# 東久留米市第4次長期総合計画策定方針

## 1. はじめに

東久留米市第3次長期総合計画は、平成13年3月の策定から7年が経過しています。この間には、三位一体改革を始めとする様々な制度改正と併せて地方分権改革の一定の進展がありました。一方、個人住民税に大きく依存した歳入構造を抱えた東久留米市では、急速な高齢化が進みつつあり、これに伴う担税世代の減少が進行し、厳しい財政状況に追い討ちをかけています。

平成23年度から始まる第4次長期総合計画においては、市が目指す将来都市像を明確に提示し、「自立都市 東久留米」の実現に向け、重点的・戦略的なまちづくりを進めなければなりません。そこで、ここに計画の策定方針を定め、本格的な策定作業に取り組むものです。

## 2. 長期総合計画の構成

長期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成されています。

### (1) 基本構想

基本構想は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に基づき、市町村が総合的・計画的な行政運営を行うために定めなければならない、まちづくりの基本的な方向・方針です。

現行の第3次長期総合計画(計画期間・平成13年～平成22年)の基本構想に定めたまちの将来像は、「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」です。これは、第2次長期総合計画(計画期間・昭和61年～平成12年)の基本構想を継承したものです。

※ これまでの基本理念(参考)

長期総合計画	計画期間	基本理念
第1次	昭和48年度～60年度 (13年間)	快適で健康な緑と太陽に恵まれた 住宅都市
第2次	昭和61年度～平成12年度 (15年間)	水と緑とふれあいのまち“東久留米”
第3次	平成13年度～22年度 (10年間)	水と緑とふれあいのまち“東久留米”

第4次長期総合計画の基本構想の策定にあつては、平成32年度までの10年間のまちの将来像を検討し、その実現に向けたまちづくりの基本理念・基本目標を定めます。

## (2) 基本計画

基本構想を実現するための施策の大綱で、計画期間中の課題と方向性を示し、諸施策を総合的に体系化するものです。

## (3) 実施計画

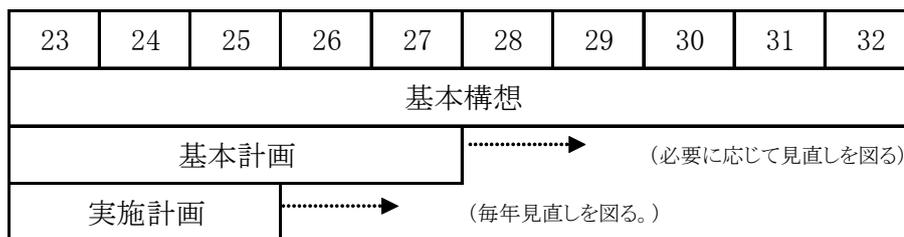
基本計画に基づき、各年度の事業の規模や財源等を明確にした予算編成の指針となるものです。

### 3. 第4次長期総合計画の計画期間

第3次長期総合計画と同様、10年間とします。

基本計画は、社会経済情勢の変化を想定し、5年間の基本計画を策定します。必要に応じて見直しを図ります。

実施計画は、3年間を計画期間とし、財政状況の変化等を勘案して、毎年見直し(ローリング)をします。



### 4. 長期総合計画策定の基本方針

#### (1) 市民や各種団体と共に取り組むまちづくり計画

今後のまちづくりは、市民・企業・各種団体と行政がパートナーシップの下に、一体となり取り組む必要があります。それぞれの主体がビジョンを共有し、適切な役割を担ってまちづくりを進める計画を策定します。

#### (2) 住み続けたい・移り住みたいまちづくり計画

行政サービスに対する人々のニーズの多様化・高度化が進む中で、市民や企業に選ばれる地域社会を形成していくためには、市民満足度を高める努力を続けると同時に、個性あるオンリーワンの地域づくりを進めていく必要があります。市民福祉の向上を基本としながら、地域の様々な資源を発掘・活用し、横並び・網羅的ではなく重点的・戦略的なまちづくりを目指します。

### (3) 新たな地域運営・地域経営計画

厳しい財政状況の中で、限られた資源・財源を有効活用し、「最小のコストによる最大の市民満足度」を目標に、行政と市民・企業・団体等との役割分担の見直しや施設整備・施設運用・ソフト施策等で従来の枠組みにとらわれない、横断的・複合的な連携に取り組み、新たな地域経営の仕組みを盛り込んでいきます。

### (4) 事業・施策の優先順位を明確化した計画

まちの将来像を的確に掲げ、その実現に向けて、施策・事業目的・必要性・期待される効果等を明示し、施策・事業間の重要度・優先度を明確にした基本方針を策定します。

## 5. 策定手法

### (1) 市の現状・課題を的確に把握するための基礎調査

第4次長期総合計画策定にあたり、社会経済情勢の現状や国・都・市における関連行政計画の整理・分析、また第3次長期総合計画に掲げられた32施策の達成状況の評価等により、今後のまちづくりに向けた全市的な課題を明らかにします。

### (2) 主要指標の設定

今後のまちづくりの基本資料として、人口フレーム、財政フレーム、その他を推計します。

### (3) 政策評価の実施

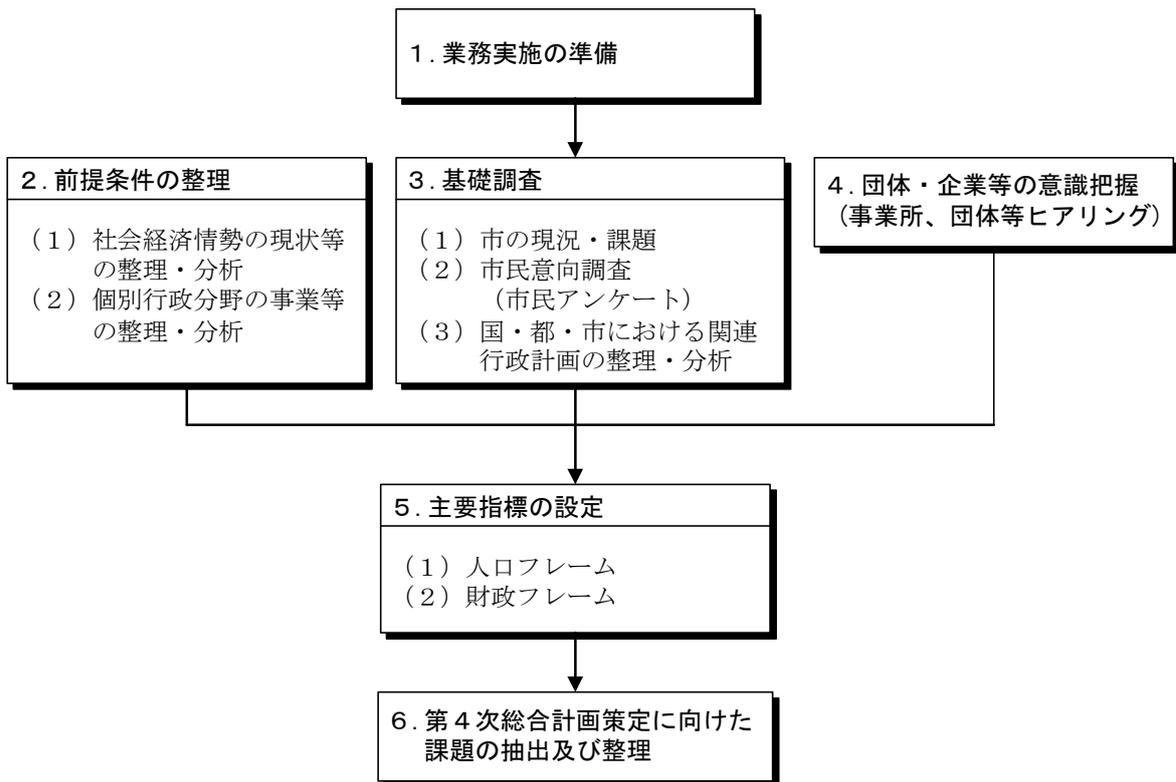
第4次長期総合計画の策定は、行政評価と密接に連携しています。計画策定にあたり、特に政策評価では、行財政運営に対する市民満足度、政策分野ごとの課題分析、施策評価等の反映を重視します。

### (4) 様々な手法を用いた市民参加

計画策定は、特定少数の方の意見ではなく、多くの市民から広く意見を聴くことのできる手法を用いて進めます。

- ・市民意向調査の実施、(18歳以上、男女、3,000人対象)
- ・市内企業・団体等へのヒアリング
- ・パブリックコメントの募集
- ・ポスターセッションの開催
- ・作文・論文等の募集
- ・市民フォーラム等の開催

## (5) 課題の抽出手法



## 6. 策定体制

### (1) 基本構想審議会

東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例に基づき設置される審議会です。

市長の諮問に基づき、長期総合計画基本構想の策定に必要な事項を調査・審議します。市議会議員、学識経験を有する者、公共的団体等の代表者、その他市長が必要と認める者で構成されます(委員15名以内)。

### (2) 長期総合計画策定委員会

長期総合計画策定委員会は、庁内組織として、副市長を委員長として部長職で組織し、長期総合計画を検討・策定していきます。

### (3) 長期総合計画策定委員会専門部会

長期総合計画策定委員会の下位組織として部課長職で構成し、分野別に4専門部会において、基本計画について検討します。

